

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱

環水大自発第 1406191 号

平成 26 年 6 月 19 日

（通則）

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 補助金は、公共交通利用転換事業（低炭素化を目標に掲げた公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「公共交通利用転換事業計画」という。）の策定及び当該計画の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、マイカーへの依存度が高い地方都市部をはじめとした地域でのマイカーから二酸化炭素排出量の少ない公共交通への利用転換を促進し、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とする。

（公共交通利用転換事業計画）

第 3 条 公共交通利用転換事業計画は、次の各号のいずれかに掲げる計画であって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みに関する事項及びこれらの取組による二酸化炭素排出量の削減目標その他の事項が定められているものをいう。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）第 20 条の 3 第 1 項に規定する地方公共団体実行計画に基づくもの
- 二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通総合連携計画に基づくもの
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素法」という。）第 7 条第 1 項に規定する低炭素まちづくり計画に基づくもの
- 四 前各号に掲げる計画のほか、これらの計画に準じるものとして環境大臣（以下「大臣」という。）が認めたもの（次条第 2 項第 4 号の規定により大臣が認めた協議会に属する者が公共交通利用転換事業計画を作成する場合に限る。）

2 本事業で補助対象とするのは、自動車から公共交通、徒歩、自転車を中心とした移動の形態への転換が見込める低炭素である先進的なモデル事業とする。

（交付の対象）

第 4 条 大臣は、第 2 条の目的を達成する次の事業区分の事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 公共交通利用転換事業計画策定調査
公共交通利用転換事業を実施するために必要な調査を実施し、その調査結果に基づき公共交通利用転換事業計画を策定する事業で、別表第1に掲げるもの
- 二 公共交通利用転換事業
公共交通利用転換事業計画に基づき行う事業のうち、必要な設備・車両を導入する事業で、別表第1に掲げるもの
- 2 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる協議会に属する民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、法律により直接設立された法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合並びにその他大臣が適当と認めた者とする。
 - 一 温暖化対策推進法第26条第1項に規定する協議会
 - 二 活性化再生法第6条第1項に規定する協議会
 - 三 都市低炭素法第8条第1項に規定する協議会
 - 四 前各号に掲げる協議会のほか、これらの協議会に準じるものとして大臣が認めたもの（当該協議会の規約等により業務、財務管理その他の事項が適切に執行されると認められるもの）
- 3 2者以上の者が共同で補助事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。

（交付額の算定方法）

- 第5条 補助金の交付額は、次の各項に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 2 公共交通利用転換事業計画策定調査
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 3 公共交通利用転換事業
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。
 - 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた

場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、第6条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

（契約等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

（変更の申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助金計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 公共交通利用転換事業計画に基づく事業実施計画書の内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第1に定める当該事業区分ごとの補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、前号の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

一 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

二 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

3 大臣は第1項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付する

ことができる。

（事業の中止又は廃止）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止をしようとする場合は、様式第 5 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

（状況報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があった場合には、速やかに様式第 7 による報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更）

第 15 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

（実績報告）

第 16 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は、事業を完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 5 条ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 17 条 大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 9 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。

4 大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 18 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
ただし、真に必要ながあると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 10 による請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第 19 条 大臣は、第 12 条に定める補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
2. 大臣は、前項の規定による取消を行った場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
3. 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
4. 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(取得財産等の処分の制限)

- 第 21 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械器具、備品その他の財産とする。
- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を大臣に提出し、その承認を受け

ることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣に報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、当該収入及び支出額について、その内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

3 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税等相当額の確定）

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第12による報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は、報告があった場合には、消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第17条第3項及び4項の規定を準用する。

（補助事業の表示）

第24条 補助事業により整備された取得財産等には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

（収益納付）

第25条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業が完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

別表第 1

事業区分	事業内容	補助対象経費
公共交通利用転換事業計画策定調査	公共交通利用転換事業計画の策定に必要な会議開催業務、現況実態調査及びニーズ把握調査等並びに計画策定業務	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）
公共交通利用転換事業	以下の必須事業、選択事業及び自動車から公共交通機関等への転換を明示的に促進する措置を複合的に組み合わせることによって、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る取り組みを行うものをいう。 〔必須事業〕 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等導入事業 i) LRT システム又は BRT システム等の整備に伴う車両の導入及び停留所設備の整備 ii) LRT システム又は BRT システムと自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業 iii) LRT システム又は BRT システムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業 〔選択事業〕 ① 幹線系統と接続する支線系統に係る再編・拡充のための設備等導入事業 i) 支線系統における車両の導入及び停留所設備の整備 ii) 支線系統と自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業 iii) 支線系統の整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業 ② 幹線系統相互間又は支線系統等との乗継の円滑化のための設備等導入事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、機械器具費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費

	業 i) LRT システム又は BRT システムと支線系統の乗換のための結節点における待合設備の整備 ii) LRT システム又は BRT システムと支線系統の結節点における自転車利用及び自動車の共同使用を円滑化させる事業 iii) LRT システム又は BRT システムと支線系統の結節点の整備に併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業	
--	--	--

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、

		現場管理費	②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
機械器具費	機械器具費		事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入、改造及び改修並びに購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費及び機械器具費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5, 0 0 0 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第 3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 6 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

1 事業区分

2 補助事業の目的及び内容

別紙 1 実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額 金 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

4 補助事業に要する経費

別紙 2 経費内訳のとおり

5 補助事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他参考資料

注 1 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。また、別紙 1 又は別紙 2 において事業ごとに求めている設備システム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・計算書等を添付すること。

2 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

公共交通利用転換事業計画策定調査実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める協議会	協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記載すること。また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
調査の目的・基本方 針	※ 調査の目的及び基本方針を 100～200 字程度で記載すること。				
調査の内容、実施方 法及びスケジュール	※ 調査の具体的な内容、実施方法及びスケジュールを記載すること。				

事業計画に基づく事業実施までのスケジュール	※ 調査により策定する公共交通利用転換事業計画に基づく事業の実施までのスケジュールを記載すること。															
二酸化炭素排出抑制効果	【CO2 削減効果】 ※ 下記留意事項を踏まえて算定した年間の CO2 削減量を算定する具体的な方法及び削減量見込みを記載すること。 【CO2 削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 CO2 削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 CO2 排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>KgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス (LNG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス (LPG)	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス (LNG)	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス (LPG)	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス (LNG)	KgCO2/kg	2.70														
調査の実施体制	※ 調査の実施体制・組織について簡潔に記載すること。 ※ 2 者以上の事業者による共同事業の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明記すること。															
資金計画	※ 調査に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。															
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する調査や事業を行っている場合、又は今後関連する調査や事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。															

注：①本計画書に、調査の仕様書（案）等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

公共交通利用転換事業実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める協議会	※ 協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記載すること。また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
事業の目的・内容	※ 事業の目的を 100～200 字程度で記載すること。				
	※ 事業の内容を 300～400 字程度で記入すること。 (公共交通利用転換事業計画における位置づけを明らかにすること。)				
導入設備・車両	※ 事業により導入する設備・車両について、設備・車両ごとにその規模・構造・導入数及び導入場所等を記載すること。設備・車両は、要綱別表第 1 の第 2 欄の事業の表記に沿って記載すること(例：幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等(LRTシステムの整備に伴う車両の導入))				

二酸化炭素排出抑制効果	【C02 削減効果】 ※ 1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の 1 年間における C02 排出量を推計する。これに基づき、事業実施後 5 年間ににおける C02 削減量の見込み量を記載すること。 ※ 2 事業実施後 5 年間にわたって、毎年度末に C02 削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記載すること。 【C02 削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 C02 削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 C02 排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。 <table><tr><td>燃料種</td><td>単位</td><td>値</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>KgC02/リットル</td><td>2.32</td></tr><tr><td>軽油</td><td>kgC02/リットル</td><td>2.58</td></tr><tr><td>液化石油ガス（LPG）</td><td>KgC02/kg</td><td>3.00</td></tr><tr><td>液化天然ガス（LNG）</td><td>KgC02/kg</td><td>2.70</td></tr></table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgC02/リットル	2.32	軽油	kgC02/リットル	2.58	液化石油ガス（LPG）	KgC02/kg	3.00	液化天然ガス（LNG）	KgC02/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgC02/リットル	2.32														
軽油	kgC02/リットル	2.58														
液化石油ガス（LPG）	KgC02/kg	3.00														
液化天然ガス（LNG）	KgC02/kg	2.70														
事業の実施体制	【事業の実施体制】 【設備・車両の維持管理体制】 ※ 導入する設備・車両を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記載すること。															
資金計画	※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。公共交通利用転換計画事業全体に係る収支と資金計画を各年度毎に記載すること。また、これまでに実施した関連する事業による補助金の交付状況及び後年度負担額も記載すること。															
事業実施のスケジュール	※ 事業のスケジュールを記載すること。事業期間が複数年度にわたる場合には、全行程を含めたスケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかにわかるように記載すること。また、後年度負担額も記載すること。															
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。															

注：①本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

と。

- ②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。
- ③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。
- ④公共交通利用転換事業計画及びその基礎となる地方公共団体実行計画、地域公共交通総合連携計画又は低炭素まちづくり計画等を添付すること。

別紙２の１

公共交通利用転換事業計画策定調査に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 大臣が必要と認めた額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳		
人件費	円	@ 円 × ○人・日		
業務費	円			
賃金		@ 円 × ○人・日		
共済費		@ 円 × ○人・日		
諸謝金		@ 円 × ○人・日		
旅費		@ 円 × ○人×回		
印刷製本費		@ 円 × ○冊		
通信運搬費		@ 円 × ○ヶ月		
会議費		@ 円 × ○回		
・				
・				
・				
合 計	円			

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

別紙 2 の 2

公共交通利用転換事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 大臣が必要と認めた額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
工事費		円		
本工事費 (直接工事費)			@	円 × 〇人・工
材料費			@	円 × 〇人・工
労務費			@	円 × 〇人・工
直接経費			@	円 × 〇人・工
(間接工事費)				
共通仮設費			@	円 × 〇人・工
現場管理費			@	円 × 〇人・工
一般管理費			@	円 × 〇人・工
付帯工事費			@	円 × 〇人・工
機械器具費			@	円 × 〇台

測量及試験費		@	円 × ○人・工		
機械器具費	円	@	円 × ○台		
機械器具費					
事務費	円				
事務費					
共済費		@	円 × ○人・日		
賃金		@	円 × ○人・日		
旅費		@	円 × ○人 × ○回		
・					
・					
・					
合 計	円				
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付決定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助金の額 金 円
- 3 補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額はこの交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱（平成 年 月 日環水大自発第 号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 国庫補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

3 要綱第4条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注 1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

3 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注 1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第 1 の別紙 2 に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。
2 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 事業区分
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注 1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。
2 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)
住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 1 4 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況

注 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）を完了（廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

3 補助事業の実施状況

別紙 1 実施報告書のとおり

4 補助金の経費収支実績

別紙 2 経費所要額精算調書のとおり

5 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 添付資料

- （1）完成図書（各種手続き等に係る書面の写しを含む。）
- （2）写真（工程等がわかるもの）
- （3）その他参考資料（領収書等を含む。）

注 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

実施報告書
(公共交通利用転換事業計画策定調査)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）により、下記のとおり会議開催、現況実態調査及びニーズ把握調査並びに計画策定業務を実施したので、今年度における公共交通利用転換事業計画の活用状況とともに報告いたします。

1. 本事業により実施した公共交通利用転換事業計画策定の報告

- (1) 会議開催状況の報告
- (2) 現況実態調査の報告
- (3) ニーズ把握調査の報告
- (4) 計画策定業務の報告

2. 公共交通利用転換事業計画

3. 公共交通利用転換事業計画の活用状況の報告

(注1) 転換事業計画に記載されている事項の進捗状況及び翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記載すること。

4. 本事業による支出の報告

計画策定に関する費用

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

実施報告書
(公共交通利用転換事業)

平成 年度において、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）により、下記のとおり事業を実施したので、報告いたします。

1. 本事業により実施した公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取り組みの報告

※1 事業実施後の当該地域内における交通路線図、施設整備図、ダイヤ、その他本事業に付帯して実施した施設整備の概要を添付すること。

※2 本事業を実施するに当たって開催した協議会の議事録、資料及び報告書を添付すること。

2. 本事業による二酸化炭素削減量の報告

(1) 二酸化炭素削減量

	事業実施前 (事業実施5年間の 予想削減量)	実績削減量及び次年度以降の予想削減量				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
削減量 (注1)						
算定方法 (注2)						
算定根拠となる数 値(注3)						
実施(する/した) 事業の概要						

(注1) 補助事業毎に事業効果を測定すること。

(注2) 算定方法について、できるだけ具体的に記載すること。

(注3) 算定根拠となる数値は、検証可能な数値とすること。

(注4) 算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

3. 本事業により購入又は設備整備を行った事業の報告

(1) 車両の導入（購入した車両）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

※ 機器の詳細に関する資料を添付すること。

(2) 停留所等設備

（設置場所及び要した費用を明らかにすること）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

※ 設備の詳細に関する資料を添付すること。

(3) 自転車利用又は自動車の共同使用を円滑化するための整備

（設置場所及び要した費用を明らかにすること）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

※ 設備の詳細に関する資料を添付すること。

(4) 情報通信技術を活用したシステムの整備

（システムの詳細及び要した費用を明らかにすること）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

※ 設備の詳細に関する資料を添付すること。

経費所要額精算調書
(公共交通利用転換事業計画策定調査)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実支出額	(5) 大臣が必要と認めた経費
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/3	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
人件費	円	@ 円 × ○人・日
業務費	円	
賃金		@ 円 × ○人・日
共済費		@ 円 × ○人・日
諸謝金		@ 円 × ○人・日
旅費		@ 円 × ○人×回
印刷製本費		@ 円 × ○冊
通信運搬費		@ 円 × ○ヶ月
会議費		@ 円 × ○回
・		
・		
・		
合 計	円	

注：本内訳に、領収書等を添付すること。

経費所要額精算調書
(公共交通利用転換事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費実支出額	(5) 大臣が必要と認めた経費
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
工事費	円	
本工事費 (直接工事費)		@ 円 × 〇人・工
材料費		@ 円 × 〇人・工
労務費		@ 円 × 〇人・工
直接経費		@ 円 × 〇人・工
(間接工事費) 共通仮設費		@ 円 × 〇人・工
現場管理費		@ 円 × 〇人・工
一般管理費		@ 円 × 〇人・工
付帯工事費		@ 円 × 〇人・工

機械器具費		@	円 × ○台		
測量及試験費		@	円 × ○人・工		
機械器具費	円	@	円 × ○台		
機械器具費					
事務費	円				
事務費					
共済費		@	円 × ○人・日		
賃金		@	円 × ○人・日		
旅費		@	円 × ○人 × ○回		
.					
.					
.					
合 計	円				
取得した財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入時期

注：本内訳に、領収書等を添付すること。

第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）については、平成 年 月 日の実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 17 条第 1 項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

事 業 区 分

確 定 額 金 円

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(事業実施者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 概算(精算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定(交付額確定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)の概算払(精算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位: 円)

補助対象経 費の区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合)

(単位: 円)

交 付 決 定 額	確 定 額	概算払受領済額	差 引 請 求 額
	①	②	①－②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注 要綱第4条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第 11 (第 20 条関係)

取得財産等管理台帳 (平成 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱第 21 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(事業実施者)
住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助金額（要綱第 17 条第 1 項による額の確定額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注 1 別紙として積算の内容を添付すること。

2 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。